

事務連絡
令和2年4月3日

各地方厚生局 御中

厚生労働省医政局医事課

臨床研修病院が行う新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた
研修医採用に係る取組について

臨床研修病院を含めた医療機関の新型コロナウイルス感染症対策については、「医療施設等における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年2月25日付け事務連絡）等（別紙参照）により、適切にご対応いただいているところである。

また、臨床研修病院が取り組む安全管理や研修医の処遇等については、「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（平成15年6月12日付け医政発第0612004号。以下「省令施行通知」という。）、「臨床研修を長期にわたり休止又は中止する場合の取扱いについて」（平成27年2月24日付け医政医発0224第1号。以下「休止等取扱通知」という。）等により、その取扱いをお示ししているところである。

臨床研修病院においては、採用にあたり研修希望者が各臨床研修病院を訪問し、見学等を行うことから、新型コロナウイルスによる感染の拡大防止の観点より、下記の点に特に留意していただくよう注意喚起するので、貴局管内の臨床研修病院に対し周知徹底を図らねばならない。

記

- 1 研修医の採用プロセスにおける病院見学、面接等に当たっては、感染拡大を踏まえた見直しを行い、感染拡大防止対策を十分考慮した形式で行うこと。
- 2 面接等のスケジュール等は、感染拡大防止の観点から、柔軟な対応を行うこととし、やむを得ず病院見学等に参加できなかった場合であっても、当該研修希望者の不利益とならないよう、選考にあたり配慮を行うこと。